

平成18年度 長崎市索道事業に係る安全報告書

1. 輸送の安全を確保するための基本方針

本市の索道事業は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努め、市長、管理職員及び職員の安全に係る行動規範（安全の基本理念、安全方針）は、次のとおりとしております。

- (1) 一致協力して輸送の安全の確保に努めること。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
- (4) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをすること。
- (5) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとること。
- (6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。
- (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦すること。

2. 安全目標及び事故等の発生状況

1 安全目標について

複線交走式普通索道におきましては連続13期、単線自動循環式普通索道におきましては連続5期に亘り、運転無事故表彰を平成18年10月17日に受賞することができました。今後も輸送に携わる事業者と致しまして安全輸送に努めてまいります。

【参考】 表彰対象期間 平成14年12月から平成17年11月(36ヶ月)

連続始期	複線交走式普通索道	昭和41年12月
	単線自動循環式普通索道	平成2年9月

2 事故等の発生状況について

(1) 索道運転事故の発生状況

複線交走式普通索道 (長崎ロープウェイ) - 運転事故等の発生はありませんでした
単線自動循環式普通索道 (長崎スカイウェイ) - 運転事故等の発生はありませんでした

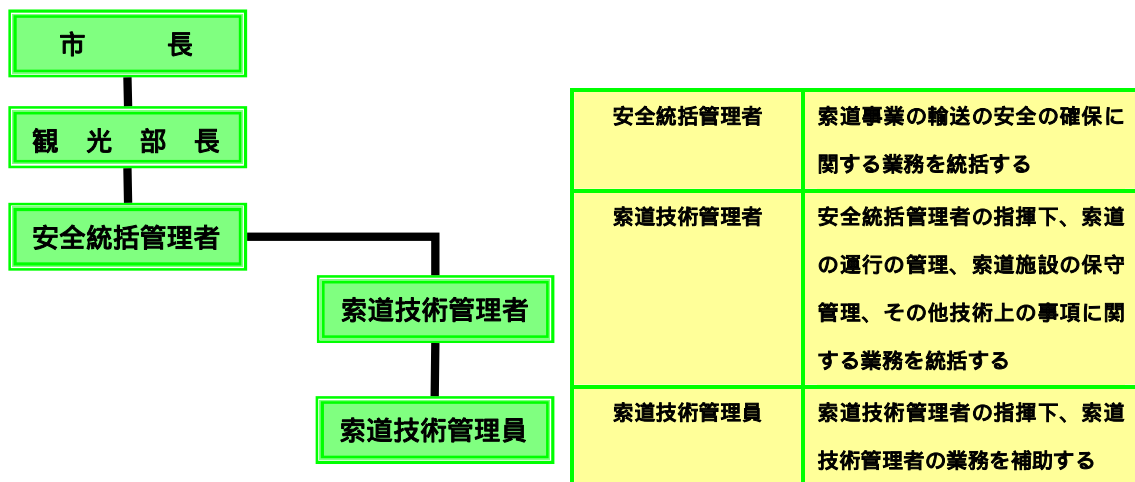
(2) インシデントの発生状況

複線交走式普通索道 (長崎ロープウェイ) - インシデントの発生はありませんでした
単線自動循環式普通索道 (長崎スカイウェイ) - インシデントの発生はありませんでした

3. 輸送の安全確保に関する組織体制

- 1 市長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
- 2 市長及び管理職員は、輸送の安全を確保するための索道事業の実施及び管理の体制を整備するとともに、索道事業の実施及び管理の方法を定めるものとする。
- 3 市長及び管理職員は、索道事業の遂行に際し、設備、運行、要員、投資、予算その他の必要な計画の策定において、次条に掲げる者その他必要な責任者に対し、安全性及び実現可能性の観点から検証を行わせる。
- 4 市長及び管理職員は、輸送の安全を確保するため、索道事業の実施及び管理の状況を把握し、必要な改善を行う。
- 5 市長及び管理職員は、輸送の安全確保に関する改善施策の決定に際しては、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重する。
- 6 市長及び管理職員は、事故、事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態（以下「事故、災害等」という。）の規模や内容等に応じ、事故対策本部の設置や責任者、対応方法その他必要な事項を定め、職員等に周知し、徹底する。

(安全管理体制図)



4. 輸送の安全確保のための取組み

1 点検、検査、整備について

関係法令及び「整備細則」等に基づき、始業点検、1月検査、3月検査、12月検査を実施しております。

2 安全に係る投資について

複線交走式普通索道 (長崎ロープウェイ)

電気設備保守点検 (委託)

インバータ盤・コンバータ盤・制御盤の検査。運転制御に関する正常な動作確認等を定期的に行うことで機器の経年劣化による動作不具合等を早期発見することができ、輸送障害の防止につながる。



平衡索緊張・誘導滑車ゴムブロック

原動設備・緊張設備は多数の滑車が使用されている。ゴムブロックは索条の摩耗防止の為に必要なものである。溝底は使用限度内であっても、片摩耗等の見受けられる箇所については、滑車の芯ずれの原因となりスムーズな回転力をロープに伝えることが難しくなるので、早めに交換をする。



単線自動循環式普通索道 (長崎スカイウェイ)

減速機点検修理 (委託)

入力軸受・反入力軸受・入力ベベルピニオン歯面・入力オイルシール等の検査及び交換を実施。

スカイウェイ施設調査 (委託)

平成2年に開業いたしまして、塩害等により設備の老朽化が進行している状況で、安全運行の観点からも、設備全般の調査をいたしました。この調査結果を基に、今後のスカイウェイのあり方を検討する運びとなりました。それに伴いまして、平成18年12月29日より休止をさせていただきます。

3 教育訓練について

「運転取扱」・「予備原動機取扱」等、輸送の安全に係る教育訓練を定期的を実施しております。「整備細則」等に則った点検・整備を確実に実施するために努力しております。乗務員・駅務係につきましても、搬器内、停留場内におけるお客様の安全を最優先に救助装置の取扱・誘導案内の教育訓練を実施しております。その他、消防訓練も実施しております。



救助装置取扱訓練



消防訓練（消火器取扱）

4 緊急時対応訓練について

複線交走式普通索道におきましては平成18年12月13日、単線自動循環式普通索道におきましては平成18年6月30日に、応急降下機を使用した救助訓練を実施いたしました。

5 . ご連絡先

安全報告書に関するご感想、安全輸送への取組みに対するご意見をお寄せ下さい。

〒850-8685 長崎市桜町4-1

長崎市観光部観光企画課

T E L 095-829-1152 F A X 095-829-1232

E mail kan_kikaku@city.nagasaki.lg.jp

〒850-0066 長崎市大浜町1200-8

(財)長崎ロープウェイ・水族館

T E L 095-861-6321 F A X 095-861-6430

E mail ropeway@isis.ocn.ne.jp